

行政事業レビューシート (総務省)

| | | | | | | |
|----------------------------|--|---|------------|--|-----------|----------|
| 予算事業名 | ネット有害環境から青少年を守る緊急対策事業 | | 事業開始年度 | 平成21年度 | | 作成責任者 |
| 担当部局庁 | 総合通信基盤局 | | 担当課室 | 消費者行政課 | | 課長 鈴木 信也 |
| 会計区分 | 一般会計 | | 上位政策 | 情報通信技術利用環境整備費 | | |
| 根拠法令 (具体的な 条項も記載) | 青少年インターネット環境整備法第4条 | | 関係する計画、通知等 | 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 | | |
| 事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内) | <p>青少年のネット利用を巡る事件が多発している一方、学校への携帯電話の持ち込みを制限する動きが高まってきており、情報モラル教育に加え、学校以外においても、家庭・地域・事業者が連携してネット安全利用に向けた対策を至急講じる必要性が高まっている。他方、各地域で対策を講じる前提となる地域ごとに異なる利用実態、既存の取組みの課題等の把握が進んでいない。このような状況において、ネット有害環境から青少年を守るための対策を実行することを目的とする。</p> | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | <p>青少年及びその保護者を対象として、インターネットの利用に関するリテラシー向上に向けた情報モラル教育を内容とするシンポジウムの企画・開催を行った。シンポジウムは、日本各地域において実施することとし、青少年のみではなく、インターネットや携帯電話に詳しくない保護者に対しても効果的に訴求できるよう配慮した。シンポジウム会場において、青少年のインターネット利用に関するアンケート調査を実施するとともに、青少年を対象に同趣旨のワークショップを併せて開催した。</p> | | | | | |
| 実施状況 | <p>全国20地域において、300人規模の会場を用意の上、各地域のPTA、自治体、教育関係者等と緊密な連携をとりながらシンポジウムを開催した。当初18地域を予定していたが、それを上回る地域においてシンポジウムを実施した。シンポジウムでは、有識者による講演や学生を交えたパネルディスカッション等を内容に、情報モラル教育を実施した。また、各シンポジウム会場において、青少年のインターネット利用の実態及びそれに対する保護者の認識等に関するアンケート調査を実施した。</p> <p>なお、シンポジウム会場において参加者に対する満足度調査を行った結果、17か所において回答者の80%以上が満足と評価しており、参加者の意向にマッチした内容が提供されたものと考えられる。</p> | | | | | |
| 予算の状況 (単位:百万円) | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度要求 |
| | 予算額(補正後) | - | - | 90 | 0 | 0 |
| | 執行額 | - | - | 89 | | |
| | 執行率 | - | - | 99% | | |
| | 総事業費(執行ベース) | - | - | 89 | 減額補正によるもの | |
| 自己点検 | 支出先・用途の把握水準・状況 | シンポジウムごとに、その内容や事業計画について落札者と複数回の事前のミーティングを実施した。また、シンポジウム当日は、職員を複数名派遣し事業実施現場の管理監督を行うとともに、予算用途の把握を行った。 | | | | |
| | 見直しの余地 | 所期の目的を達成したため、平成21年度で終了。 | | | | |
| 予算監視の所見 | <p>廃止 (21年度で廃止)</p> | | | | | |
| 補記 | | | | | | |

総務省
89百万円

・シンポジウムの総合的な計画の策定、
及び関係機関等との調整。



A. 【企画競争入札】

(株)三菱総研
89百万円
(応募数:2者)

・シンポジウムの企画、運営等。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

| A. (株)三菱総合研究所 | | | E. | | |
|---------------|---------------|-------------|----|----|-------------|
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| 人件費等 | シンポジウムの企画、運営等 | 89 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 89 | 計 | | 0 |
| B. | | | F. | | |
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |
| C. | | | G. | | |
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |
| D. | | | H. | | |
| 費目 | 使途 | 金額 (百万円) | 費目 | 使途 | 金額 (百万円) |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | 0 | 計 | | 0 |

ネット有害環境から青少年を守る緊急対策事業

- 学校非公式サイトやプロフ等、インターネット利用を通じた青少年被害が急速に社会問題化。学校への携帯電話の持込み原則禁止等の動きを受け、学校以外の場所における総合的な取組が必要になってきている一方、地域によって保護者の意識やリテラシー向上の機会等が大きく異なり、格差が拡大。
- 通信サービス関連事業者やNPO等の意欲と見識を持った主体が、地域毎に、利用実態の把握や望ましい対策手法の在り方、関係者がそれぞれに果たすべき役割等について、普及啓発プログラムの提供を通じて実証的に調査・分析することにより、次年度以降、各自治体や国として講じるべき施策を明らかにする。

現 状

A市

B村

家庭・地域



ネット被害：高
リテラシー：高
学ぶ機会：高

ネット被害：高
リテラシー：低
学ぶ機会：低

学校非公式サイト等の被害が急増

地域による差が大きい
学校での対策は限界

学 校



- 携帯電話の学校への持込みを禁止
- 情報モラル教育を行う余裕は乏しい

自 治 体



- 議会主導により、携帯利用制限の条例化の動きが加速

H21補正予算による措置



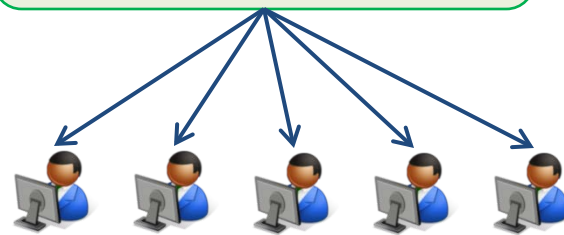
民間法人

意欲ある企業、有識者を組織
地域毎に利用実態、望ましい対策に関する調査の在り方を検討

必要経費を拠出



調査結果を報告



全国各地で実証調査を実施

〔シンポジウム、放課後授業等による講座提供、利用者意識調査〕

自治体

【参考】青少年インターネット環境整備法（関連条文抜粋）

第3条（基本理念）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

- 2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。
- 3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

第30条（民間団体の支援）

第三十条 国及び地方公共団体は、次に掲げる民間団体又は事業者に対し必要な支援に努めるものとする。

- 一 フィルタリング推進機関
- 二 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能に関する指針の作成を行う民間団体
- 三 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発し又は提供する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者
- 四 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動を行う民間団体
- 五 青少年有害情報に係る通報を受理し、特定サーバー管理者に対し措置を講ずるよう要請する活動を行う民間団体
- 六 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアにより閲覧を制限する必要がないものに関する情報を収集し、これを青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者その他の関係者に提供する活動を行う民間団体
- 七 青少年閲覧防止措置、青少年による閲覧の制限を行う情報の更新その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し講ぜられた措置に関する民事上の紛争について、訴訟手続によらずに解決をしようとする当事者のために公正な第三者としてその解決を図るための活動を行う民間団体
- 八 その他関係する活動を行う民間団体